

議員提出議案第17号

公立・公的病院の再編統合計画に関する意見書

秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

令和元年12月19日

提出者 秩父市議会議員 桜井 均

賛成者 秩父市議会議員 小櫃 市郎

同 新井 重一郎

同 出浦 章恵

同 大久保 進

同 清野 和彦

秩父市議会議長 木村 隆彦 様

公立・公的病院の再編統合計画に関する意見書

厚生労働省は9月26日、市町村の公立病院と日本赤十字などの公的病院の424病院について「再編統合について特に議論が必要だ」とする分析をまとめ病院名を発表した。重症者に対応する「高度急性期」病棟などがある全国1455病院を分析し、がん治療や救急医療の実績が少なかったり、車で20分以内に似た診療実績のある別施設が存在したりする病院などをリストアップしたものである。

しかし、診療実績は、地域の人口や年齢構成、その病院の置かれている地方の特性を抜きに画一的に論じられるものではない。診療のニーズがあっても、医師が確保できず、患者を受け入れられない事情もあるからである。豪雪寒冷地かどうかなどの考慮もなされずに、車の移動時間を尺度にするのも不適切である。このような基準で公立・公的病院の再編統合を進めれば、いまでも医療提供体制が十分整っていない現状におかれている地域医療の疲弊に一層拍車をかけることは必至である。

全国知事会など地方3団体は「地域住民の不信を招いている」とする意見書を出した。厚労省が開始した各地の説明会でも、病院側などから「病床削減すれば住民にとって医療サービスが落ちることになる」、「地方創生に相反する」という声が相次いでいる。

厚労省は「機械的な対応はしない」、「強制はしない」と繰り返しているが、公表した病院名リストの撤回を求める声には、応じようとしていない。対象病院の再編統合についての議論を本格化させ、来年9月までに結論を求める方針も変えていない。

住民や医療現場、地方自治体の声を置き去りにして、公立・公的病院の再編統合を無理に進めることに、道理はない。

よって国におかれては、再編整備の対象として名指した病院名の公表を撤回するとともに、患者、住民、医療現場をはじめ地域の実情を踏まえた公的医療供給体制のあり方について検討されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月19日

秩父市議会議員 木村 隆彦

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様

議員提出議案第18号

介護保険制度の改定に反対する意見書

秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

令和元年12月19日

提出者 秩父市議会議員 桜井 均

賛成者 秩父市議会議員 出浦 章 恵

秩父市議会議長 木村 隆彦 様

介護保険制度の改定に反対する意見書

厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会は、来年 2020 年の通常国会に提出予定の介護保険法改定案の策定に向けた議論を本格化させている。この中で、要介護 1、2 の「軽度者」が利用する生活援助サービスを、介護保険の給付対象から除外することや、原則 1 割の介護利用料負担をめぐり、2～3 割負担になる人を増やすこと、ケアプラン作成の際の利用者負担の導入などが検討されることとされている。

要介護 1、2 の「軽度者」をめぐっては、すでに要支援 1、2 の訪問・通所介護が 2014 年の介護保険法改悪によって保険給付から外され、市区町村の裁量で行われる「総合事業」に移された。しかし、「総合事業」は、自治体によってサービスの内容や担い手の確保などで格差があり、全ての利用者と同じサービスが保障されるかどうか、大きな不安を残しているのが実態である。そのもとで、新たに要介護 1、2 まで保険給付の対象から外すというのは、極めて乱暴な議論である。

「軽度者」は「小さなリスク」であり、「自立で対応」することを求める声がある。しかしながら、認知症などは、専門家が初期段階で微妙な状態の変化に気づき、早期に対応することで進行を抑えることも可能になる。それには、早い時点で公的介護の仕組みに基づく支援が欠かせない。「軽度者」対応を軽視すれば、介護状態を悪化させる高齢者を増やし、かえって介護給付費を膨張させる恐れがある。

利用料負担率については、すでに 2～3 割負担にされている利用者の中から、必要なサービスを削ったり、介護施設から退所したりする人が出ている。もしも 2 割以上の負担が「原則化」されるようなことになれば、経済的負担に耐えられない人が介護サービスから締め出される事態がさらに広がりかねない。介護保険利用の出発点であるケアプラン作成の有料化も、利用抑制の加速を決定的にするものとなる恐れがある。

介護保険は、現在でも「必要になっても使えない」ことや、「費用負担ができず利用を控える」ことなどが、大きな問題になってある。そもそも、高い保険料を払い続けてきた人が、要介護と認定されたにもかかわらず、保険給付にもとづくサービスが使えないというのは、「保険」という仕組みのあり方の根幹に関わる大問題である。

よって、国においては、これ以上の介護保険制度改定をやめ、制度の充実をはかるよう、強く求める。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 12 月 19 日

秩父市議会議員 木村 隆彦

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様
財務大臣 様

議員提出議案第19号

令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書

秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

令和元年12月19日

提出者 秩父市議会議員 大久保 進

賛成者 秩父市議会議員 小 櫃 市 郎

同 新 井 重一郎

同 出 浦 章 恵

同 清 野 和 彦

秩父市議会議長 木 村 隆 彦 様

令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書

台風19号等の影響により東北、信越、関東、東海にかけて、河川の堤防が決壊した他、越水などによる浸水被害、土砂災害などが広範囲に渡り多数発生し、各地に甚大な被害をもたらした。台風15号による被害の爪痕が残る地域では、追い打ちをかけるような事態となった。

政府においては、被災直後から迅速な救助・救出活動、避難支援などの応急対応とともに、早期復旧に向けた様々な取り組みに総力を挙げてきたところであるが、どこまでも「被災者第一」で、今後の生活支援、早期の住まいの確保、産業・生業の支援など、被災者に寄り添った支援が求められる。

また、水道や電気等のライフライン、鉄道や道路等の交通インフラの早期復旧、決壊した河川の堤防等では、二度と災害を起こさない「改良復旧」を強力に推進するとともに、ソフト・ハード両面にわたる復旧・復興に向けた総合的な支援策として、下記の事項について強力に講じることを強く求めるものである。

記

- 1 被災者の1日も早い生活再建のため、既存制度の対象拡大や要件緩和など弾力的な運用を行うこと。
- 2 医療施設、社会福祉施設、学校教育施設等の復旧、再開に向けて、必要な支援を行うこと。
- 3 商工業、農林水産業の早期事業再開のため、被災した事業用建物、設備、機材等の復旧を支援する補助制度を創設すること。
- 4 被災地の風評被害払拭のため、旅行商品・宿泊料金の割引等に対して必要な観光支援を行うこと。
- 5 被災地の切れ目ない復旧・復興の推進のため、復旧作業の進捗を見極めつつ、補正予算の編成について適切に判断すること。
- 6 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の計画通りの遂行と、期間終了後も必要となる対策が講じられるよう、継続して予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月19日

秩父市議会議長 木村 隆彦

内閣総理大臣 様
財務大臣 様
総務大臣 様
文部科学大臣 様
厚生労働大臣 様
農林水産大臣 様
経済産業大臣 様
国土交通大臣 様
環境大臣 様
内閣官房長官 様
復興大臣 様
国家公安委員長 様

議員提出議案第20号

「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書

秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

令和元年12月19日

提出者 秩父市議会議員 本 橋 貢

賛成者 秩父市議会議員 小 櫃 市 郎

同 新 井 重一郎

同 出 浦 章 恵

同 大久保 進

同 清 野 和 彦

秩父市議会議長 木 村 隆 彦 様

「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書

本年8月、茨城県の常磐自動車道で、男性が執拗なあおり運転を受けて車を停止させられ、容疑者から顔を殴られるという事件が発生した。また平成29年6月には、神奈川県内の東名高速道路において、あおり運転を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死亡している。こうした事件・事故が相次ぐ中、「あおり運転」をはじめとした極めて悪質・危険な運転に対しては、厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

警察庁は、平成30年1月16日に通達を出し、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪や暴行罪等のあらゆる法令を駆使して、厳正な取締りに取り組んでいるが、いわゆる「あおり運転」に対する規定がなく、防止策の決め手とはなっていない。今後は、あおり運転の厳罰化に向けた法改正の検討や更新時講習などにおける教育のさらなる推進及び広報啓発活動の強化が求められるところである。

そこで政府におかれては、今や社会問題化している「あおり運転」の根絶に向け、安全・安心な交通社会を構築するため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 「あおり運転」の規定を新たに設け、厳罰化については、危険運転を行った場合のみでも道路交通法上、厳しく処罰される海外の事例なども参考としながら、実効性のある法改正となるよう、早急に検討を進めること。
- 2 運転免許更新時における講習については、これまでの交通教則による講習に加え、あおり運転等の危険性やその行為が禁止されていること及びその違反行為に対しては取締まりが行われることについての講習も行うこと。また、更新時講習に使用する教本や資料などに、これらの事項を記載すること。
- 3 広報啓発活動については、あおり運転等の行為が禁止されており、取締まりの対象となることや、「あおり運転」を受けた場合の具体的な対処方法などについて、警察庁及び都道府県警察のホームページ、SNSや広報誌などを効果的に活用し、周知に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月19日

秩父市議会議員 木村隆彦

内閣総理大臣 様
国家公安委員長 様